

羽市協第287号
令和元年6月19日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一様

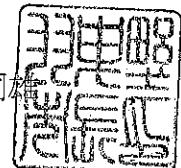
連合大阪河内地域協議会

議長 西城 敏幸様

連合大阪南河内地区協議会

議長 鳥井 一雄様

羽曳野市長 北川 嗣輝



2019(平成31)年度政策・制度予算に対する要請について(回答)

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2018年10月9日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

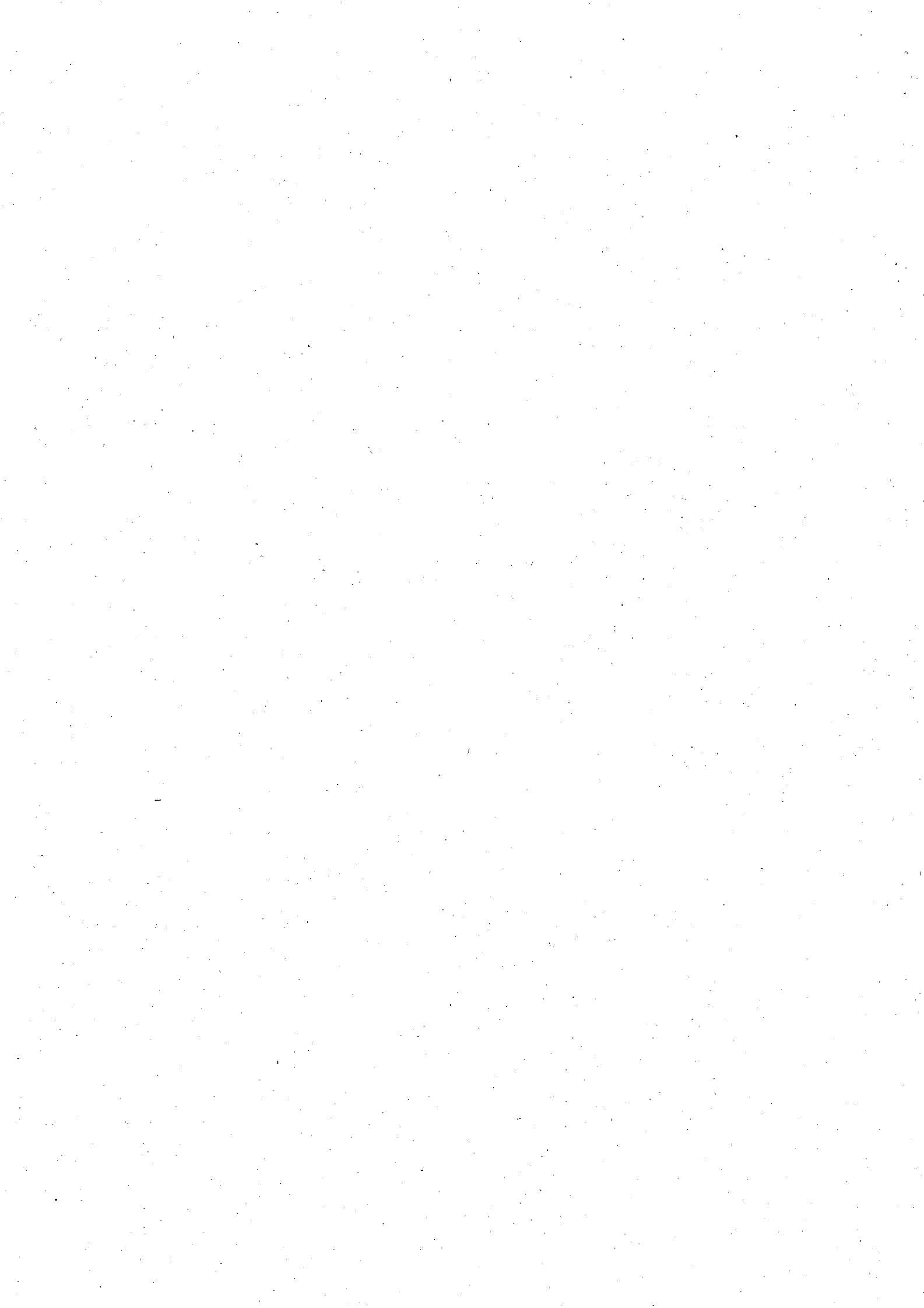
[連絡先]

羽曳野市

市民人権部市民協働ふれあい課

担当: 藤野

072-958-1111 内線 1070



【羽曳野市】2019年度 自治体政策・制度予算要請に対する回答

〔(★) は重点項目〕

1. 雇用・労働・WL B 施策

(1) 就労支援施策の強化について

① 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績をもとに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考にして、事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築すること。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めていくこと。

【産業振興課】

当市におきましては、地域就労支援センターを市内2か所に開設し、障がい者、ひとり親家庭の親等、働く意欲がありながら様々な要因のため就労できない就職困難者に対し相談業務を行っております。月に1度、障がい者を対象とした相談事業を行っており、若年層に対しては若者サポートステーションと連携し相談体制の強化や講座等を開催する等の支援も行っております。平成27年度からは、市内求職者を対象に資格取得対策講座等の就労支援も行い、早期就職を目指しております。また大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に設置された部会において当市の地域就労支援事業の状況報告や南河内地域の自治体と情報交換を行い、今後とも好事例について情報共有に努め、先進市の取組みを研究し、必要に応じて事業の内容等についても検討してまいります。「地域労働ネットワーク」会議を通じ、地域における労働課題の情報共有や事例研究を積極的に行ってまいります。

② 障がい者雇用施策の充実について

2017年6月現在で、大阪府内の民間企業における障がい者の実雇用率は1.92%と全国平均の1.97%を下回っているとともに、法定雇用率達成企業割合も45.5%と全国平均50.0%を下回っている。そこで早急に全国平均水準に達するよう、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを推進すること。

また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。さらに、障がい者雇用の重要性が社会により広く認識されるためにも、大阪府が「障がい者雇用日本一」を掲げていることから、各自治体でも身体・知的・精神の三障がいのすべてを対象にした正規雇用を実施すること。実施にあたっては、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の趣旨に沿った、設備面での充実や業務に対する合理的配慮を行うとともに、職場定着のための相談体制の整備、ジョブサポーターの配置などを行うこと。

【産業振興課】

毎年、近隣市及び障害者就業・生活支援センターとともに主に事業所を対象にした「障害者雇用フォーラム」を開催しています。使える制度や支援、実際に障害者雇用をしている事業所の現場の声の紹介等により障害者雇用への理解の場を設けております。今後も障害者雇用の推進に努めてまいります。

【人事課】

障害者雇用における本市の状況については、毎年、障害者雇用促進法における要雇用者数を満たしており、法で定められた基準を達成している状況であります。障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、今後も引き続き障害者雇用促進につながるよう将来的な見通しも含めて、計画的かつ適切に取り組んでまいります。

【障害福祉課】

障害者の一般就労の促進について、国の指針に基づき本市第5期障害福祉計画においては、令和2（2020）年度の福祉就労から一般就労への移行者数の目標値を24人に、同年度の就労移行事業の利用者数の目標値を42人に、同年度の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上に、同年度の就労定着支援事業の1年後の職場定着率を8割以上に設定するなど、当該成果目標の達成に向けて、相談支援事業者をはじめ、南河内北障害者就業・生活支援センターやハローワーク、就労移行支援事業者及び就労定着支援事業者等との連携した取り組みを推進しているところです。また、月1回の障害者雇用相談を関係課と共同で実施しています。

③女性の活躍推進と就業支援について（★）

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を点検すること。また、女性の再就職支援のためのセミナー・サポートプログラムの充実を図ること。さらに、妊娠・出産や子育て・介護など希望するライフスタイルで、仕事と家庭を両立させながら自分らしく働くことができるよう相談体制の強化や支援を行うこと。

また、事業所が女性の積極的な採用や女性の働きやすい環境を整えられるよう、事業所に対して、人材確保のための啓発や働きかけを行うこと。

【産業振興課】

昨年度に引き続き今年度においても、子育て中の女性等を主な対象とした就労支援を行い女性の就労機会の確保に向けて取組んでおります。女性対象のセミナーも商工会が開催しております。また、雇用中の女性が職場で安心して働き続けられるよう「男女いきいき・元気宣言」及び「くるみん」「プラチナくるみん」マーク等の周知・啓発を大阪府、労働局、商工会等と連携協力しながら引き続き行ってまいります。

【人権推進課】

本市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を含んだ第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを平成29年3月に策定、同年4月より施行しており、毎年プランの推進状況を点検、確認しているところです。また、関係機関との連携により就労や再就職に必要となる実践的なプログラムを充実させた講座の検討を図るとともに、講座開催にあたっては、市民に周知し、参加につなげることで人材育成に努めます。

(2)働き方改革関連法など労働法制の周知・徹底について

働き方改革関連法が2019年4月から施行されることから、その内容を、労働者、企業、経済団体等に十分に周知・徹底を行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。また、長時間労働の強要、残業代カット、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワーカルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。

【産業振興課】

労働条件や関係法令及び相談窓口については、大阪府作成のハンドブックの配布やチラシの配架等に加えて、大阪府や近隣市と連携し労働関係セミナーの開催を通じ、労働者や事業主に対して周知・普及を図っております。また、就労相談等を通じて労働条件等法令違反の疑いがあれば労働基準監督署や労働局等と連携し問題解決に向けて取り組んでまいります。

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」「女性の活躍推進」「U-IJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。

また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の待遇改善助成金等を検討すること。

【産業振興課】

府内関係部局と十分に協議を行い、必要であれば地方創生交付金の活用を検討してまいります。

(4) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

また、製造・運輸・建設分野で人手不足が早期に解消されるよう、就業促進を図ること。

【産業振興課】

「ものづくり」の技能継承と後継者の育成については、重要であると認識しております。商工会や府内関係部署及び関係機関とともに、効果的な施策について検討してまいります。

(5) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

①男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。

また、大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」「男女いきいきプラス事業者認証制度」「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

【産業振興課】

改正育児・介護休業法については、広報への掲載及びリーフレットの配架等周知・啓発活動に努めております。仕事と介護を両立できる職場の環境整備促進に取り組むことを示すシンボルマーク「トモニン」についても周知・啓発を行い、安心して働き続けられる環境整備にむけて府内関係部署及び関係機関と連携し推進を図ってまいります。

【人権推進課】

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要と考えています。広報紙等を活用して、市民や事業者に対してワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法などの労働関連の各種法令についての周知を行うことで制度の理解を促し、性別を問わずすべての人が安心して働くことが確保される環境づくりに努めます。

②治療と職業生活の両立に向けて

改正がん対策基本法にも盛り込まれた通り、がんを始めとする病気の治療を行なながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮をしなければならない。会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこ

と。

【産業振興課】

国や府と連携し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、さまざまなものづくり現場で改善指導できるインストラクターなどを養成し、積極的に中小企業への派遣を行うこと。

また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

【産業振興課】

MOBIOと連携して、ものづくり産業に関する支援施策等を活用できるよう企業へ周知する努力をします。インストラクターの養成や女性のものづくり企業への就職促進に資する環境整備等については関係団体や府内関係部署と協力して効果的な支援策を探ってまいります。

②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。

また、融資姿勢を、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性重視に変革し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【産業振興課】

小規模企業サポート資金（市町村連携型）を実施するなど、市内中小企業に対して融資の利便性の向上を図っています。その他融資については、大阪府制度融資等効果的な制度の案内を進めてまいります。また市内金融機関へ中小企業への資金面の支援を強化してもらえるよう協力を求めてまいります。

③非常時における事業継続計画（BCP）について

2018年6月に発生した大阪北部地震でも明らかになったが、事業継続計画（BCP）は、中小企業への普及率が依然低い状況にある。そこで、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。

また、企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

【産業振興課】

市内中小企業の事業継続計画（BCP）策定については、商工会と連携・協力して制度周知をはかり、セミナーの開催などより一層の支援を進めるよう努めてまいります。また、インセンティブ制度の導入に関しては関係部署とともに検討してまいります。

(2) 下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、

監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。

【契約検査課】

本市では、工事契約約款等により法令一般の遵守を明記しております。また、提出された施工体制台帳から下請発注の適正化に向けた指導に努めます。今後も官公需法、下請法等の関係法令の趣旨を踏まえつつ引き続き請負業者への周知、指導を図ってまいります。

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が、府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。

また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【契約検査課】

総合評価入札制度の導入については、公正性、客観性を損なうことのないよう制度の構築に向け、他市の動向や府内関係各課との協議等、情報収集に努めてまいります。また、公契約条例については国の法制化の動向や各市の状況を注視し、引き続き取り組みを検討してまいります。

(4) 外国人労働者の雇用施策について

国際化の進展や労働力人口の減少にともない、外国人労働者への企業ニーズが高まりつつあります。しかし、外国人労働者をめぐっては様々な課題があり、受け入れに当たっては法的なルールや制度、労務管理上の留意点などの知識や理解が必要です。外国人雇用を必要とする事業所への支援を行うとともに、ともにお互いを尊重しあいながら働く職場環境づくりのあり方について、方向を示すこと。

【産業振興課】

市内事業所に対して、外国人労働者及び外国人雇用に関する基礎知識を習得できる場としてセミナーの開催やリーフレットの配架等を行うなど、積極的な啓発を行ってまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、その実現のために必要となる地域での介護拠点の整備や 24 時間対応の在宅サービスを含めた介護サービスの充実、在宅医療や訪問看護、リハビリテーションの充実と連携などを着実に前進させること。

また、地域包括ケアシステムの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアシステムに関する情報を適切に周知すること。

【地域包括支援課】【高年介護課】

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、介護保険事業の状況等を把握し、地域の介護予防拠点の整備や 24 時間対応の在宅サービスの充実を行っています。

医療、介護連携に関しても、三師会、訪問看護、病院の地域連携室（医療ソーシャルワーカー）だけでなく、介護サービス事業所、在宅栄養士等にも懇親会や研修会に参加いただいている。地域包括ケアシステムに関する情報は、医療機関・介護サービス事業者情報検索システムや、第 7 期羽曳野市高年者いきいき計画を市ウェブサイトに掲載するなど行い、市民へ広く周知しております。

(2) 予防医療の促進について

平成 30(2018)度からの 6 年計画で策定された大阪府の「健康づくり関連 4 計画」に基づき、大阪府や医療保険者などの関係者と連携し、年度ごとの進捗管理を徹底させた取り組みを推進すること。特に、生活習慣の改善のための情報発信、生活習慣病やがんなどの早期発見につながる健診の受診率の向上などについては、保健医療関係団体などとも連携し具体的な効果・成果が見込める施策を検討・実施すること。

【健康増進課】

平成 30 年度に「健康はびきの 21 計画(第 2 期)後期計画・及び食育推進計画(第 2 次)・自殺対策計画を策定しました。従来から実施しているがん検診をはじめとする検診事業、乳幼児健診などの保健事業を実施します。各種関係団体と連携し、計画に基づき市民の主体的な健康づくりを支援できるような健康教育の実施や計画の普及を含めた健康情報の提供などに努めます。

(3) 介護労働者の待遇改善と人材確保にむけて

介護人材の確保・定着のために、大阪府が取りまとめた「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもとづき、市町村においても取り組みを着実に実行すること。特に、介護労働の重要性・必要性を鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、非正規労働者も含めた介護労働者の待遇改善を実施すること。

また、介護現場で課題となっている職業病対策として、介護ロボットをはじめとする福祉機器の導入を推進し、労働環境の改善によって、介護労働者の職場定着をはかること。

【高年介護課】

介護人材の確保については、大阪府主導の介護人材確保連絡会議を通じ、南河内ブロックのメンバーでブロックの現状や課題を共有し、戦略等を検討しています。平成 30 年度はこの連絡会議において作成されたポスターを市内公共施設等に掲示するとともに、同様に作成されたポケットティッシュを市のイベント等で配布・PRすることなどにより介護人材の確保に取り組みました。今後も引き続き南河内ブロックで連携を図り、積極的に介護人材確保に向けて取り組んでまいります。介護ロボットをはじめとする福祉機器の導入については、大阪府において平成 30 年度から地域医療介護総合確保基金を活用した新規事業として、「介護ロボット導入活用支援事業」が実施され、介護事業者への介護ロボット導入費用の支援やセミナーの実施により介護現場の負担軽減等による雇用環境の改善をめざした取り組みを進められてきたところです。今年度も引き続き大阪府の動向に注視し、事業者に適切に情報提供を行っていきます。

【指導監査室】

介護職員の賃金改善を目的に創設された介護職員待遇改善加算について、平成 29 年度の介護報酬改定において、介護人材の定着、昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況等を踏まえ、事業者による昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、更なる加算の拡充が行われています。

また、令和元年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、介護職員等特定待遇改善加算が創設されることとなり「介護サービス事業所における勤続年数 10 年以上の介護福祉士について月額平均 8 万円相当の待遇改善を行う」とこととされました。事業所に対しては、集団指導などにおいて、積極的に周知を図るとともに、大阪府と連携する等ながら指導等をすすめており、法令等遵守の徹底を求めています。その際、介護職員待遇改善の内容等について、全ての介護職員に周知しているかの確認にも努めているところです。加えて、事業所から提出される介護職員待遇改善実績報告書等により、賃金改善の状況を確認しているところです。引き続き、介護労働者の待遇改善に向け、関係機関と連携し取り組んでまいります。

(4) 障がい者への虐待防止

障がい者への虐待事例は、全国と比較しても大阪での発生件数が多い。障害者虐待防止法の趣旨に基づき、虐待を受けた障がい者の緊急避難施設の確保を行うとともに、虐待事例ごとに適切な対応を行い、再発防止の取り組みを行うこと。特に、養護者に対する支援策を充実させることや、障がい者福祉施設の役職員に対する指導・研修を強化し、虐待の未然防止の取り組みを徹底すること。

【障害福祉課】

本市においても虐待事例の発生が続いている。この間、本市においては障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターを障害福祉担当課に設置し、24時間体制で緊急通報に対応する体制を取っています。また、近隣市と共同で一時避難場所を確保するとともに、平成26年度より障害者虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係機関との情報交換及び情報の共有化を図りつつ、障害者虐待の防止及び養護者への支援をすすめているところです。また、施設職員等による虐待事例もあることから、指定権者とも連携し、改善策としての虐待防止などの人権研修の実施・充実も指導しているところです。

(5) アルコール健康障害対策について

アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策は理念だけでなくそれを実効あるものにするためには、自助組織などの民間団体、医療機関、行政が連携して予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。

また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。

【健康増進課】

健康はびきの21計画(第2期)後期計画に基づき、適正飲酒や未成年に与えるアルコールの影響について情報提供を実施していきます。また相談があった時には、相談窓口や医療機関の紹介など各関係団体や部署と連携をとっていきます。

【障害福祉課】

大阪府及び保健所など関係機関とも連携し、依存症である障害者の自立支援にむけた個別支援をすすめています。また、依存症への適切な支援を行うため、大阪府などの主催する研修への職員派遣を行っています。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

①待機児童の解消をめざした保育所設置促進

「子育て安心プラン」にもとづき、待機児童を解消していくためにも、保育所の認可について適切な審査・手続きの元、速やかに認可をし、大阪府との十分な連携のもと保育所の整備を進めること。その際には、各自治体での住宅施策との連携など、人口移動予測なども踏まえた整備を行うこと。

また、企業主導型保育事業をさらに推進するとともに、民間の保育施設などへの新たな運営補助を実施するなど、必要な財源を確保し、待機児童の解消につながるさまざまな取り組みを行うこと。

【こども課】

本市におきましては、法定計画であります、羽曳野市子ども・子育て支援事業計画「はびきのこども夢プラン」において、子育て家庭向けのアンケートや人口推計等により保育ニーズを把握し、施設の整備計画等を図っていくこととしております。現時点においては、現在の公立保育施設や民間保育施設の建替えや定員増を進め、待機児童の解消を進めることとしておりますが、平成30年度に策定しました、「就学前教育・保育施設のあり方に関する基本方針」、また令和2年度を初年度とした第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、公立幼稚園や保育園の統合・再編や認定こども園化など、保育の量と質を確保し、安全かつ質の高い教育・保育を提供できるよう努めています。

②保育士の確保と待遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するための保育の質の確保のため、保育士の労働条件と職場環境の改善、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。

また、保育士確保のための待遇改善が重要であることを保育所設置者に周知し、待遇改善等加算を申請するよう理解を促すこと。

【こども課】

本市では、平成25年度より国の臨時特例交付金を活用した民間保育園保育士の待遇改善事業を実施しております。平成28年度からはキャリアパス制度の導入を含めた新しい待遇改善を進め、市内の全施設で実施しております。今後も、保育士の労働条件や職場環境の改善などを含めた、働きやすい職場環境の整備を進め、保育士の安定的な確保事業を実施していきます。

【人事課】

本市におきましても、この間職員採用を継続的に実施するなど、保育士等の確保に努めています。また、国家公務員の給与制度とあわせて、勤務条件の改善を行うとともに、必要な研修を実施するなど、保育体制の確保・充実を図っています。

③病児・病後児保育などの充実

病児・病後児保育体制の整備に加え、乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育などの拡充に向けて、必要な財源を確保すること。

【こども課】

本市においては、病後児保育事業を1か所実施しているほか、平成30年度からは市内の保育所や認定こども園において、病児保育事業「体調不良児対応型」という事業を推進しております。現在、夜間保育や休日保育についての検討は行っておりませんが、本市の子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、検討して参ります。

(7)子どもの貧困対策について

大阪府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果をふまえ、市町村においても全局的な子どもの貧困対策に取り組むこと。特に、子どもの居場所作りの観点から、学校現場と地域との連携が図られるよう、スクールソーシャルワーカーの適切な配置と各自治体の福祉関連部局との連携などの取り組みを強化すること。

【こども課】

本件につきましては、必要な人員配置を継続し、学校現場や地域、行政との緊密な連携を図るなど、その課題に対する全局的な取り組みに向けて、さらに検討を進めて参ります。

(8) 子どもの虐待防止対策について (★)

年々増加する深刻な児童虐待事案に迅速・適切に対処するため、自治体での相談窓口となる子育て支援担当部局の人員・予算を拡充して体制整備を行い、その機能を強化すること。特に大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有の徹底や、医療機関や警察との連携も行ったうえで、児童虐待への早期対処と防止に努めること。

【子ども課】

本件につきましては、虐待防止地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会にて、富田林子ども家庭センター、羽曳野警察、各部署等にて連携し、従来より対応しているところであります。今後さらに緊密・迅速な連携を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、必要な人員配置等検討して参ります。

(9) 里親制度の啓発・普及について

虐待などにより家庭で育てられず、乳児院・児童養護施設、里親などで社会的養護が必要な子どもは、大阪府で約1500人。しかし、ファミリーホームも含めた里親への委託率は11.3%（平成30年3月）であり、全国平均を下回っている。国も里親委託率を上げる方針だが、家庭的なぬくもりのなかで子どもを健やかに育てるために、里親制度についての周知と啓発を行い、普及の手立てを講じること。

【子ども課】

本件につきましては、富田林子ども家庭センター、里親の会とも連携し、本制度の周知と啓発活動に取り組んで参ります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。

また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。さらに教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

【学校教育課】

小学校での少人数学級編制の対象学年を市費により拡大することは、現在の財政状況では厳しいものがございます。本市といたしましては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であるとの認識から、これまでもさまざまな機会を通じて、国や府に要望をあげておりますが、今後も要望してまいりたいと考えております。教職員の時間外勤務状況については、平成24年度より市独自に調査を行っており、教職員に入力していただく形で時間外勤務管理簿を作成し、4月と6月、11月の年3回集計を市教委として実施しております。市教育委員会としましては、教員の多忙化については、ぜひ取り組んでいかなければならない課題であると認識しておりますが、これは本市のみならず、国全体の課題ですので、国、府の動向を受け止めた上で取り組んでいくべき課題であると考えています。また、本市の学校園への指示事項では、校園長に対し、「定時退勤推進日」「NOクラブDAY」を計画的に設けるなど、教職員が長時間勤務になることを避け、教職員のメンタルヘルスを含む健康の保持に務めるよう指示しており、メンタルヘルスの取組みとして、管理職向けのラインケア研修、対象職員向けのセルフケア研修、教職員個別カウンセリングを毎年実施しております。具体的には、現在、毎週木曜日を「定時退勤推進日」に設定していますが、労働安全衛生の考え方について、再度市内の全教職員に周知し、時間外勤務の縮減に対する意識の醸成をはかるとともに、さらに実効性のある定時退勤日の設定につい

ても研究してまいりたいと考えています。市教育委員会といたしましては、教職員がやりがいや充実感を持ち、元気に子どもと向き合えるよう、引き続き取り組んでまいります。

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、大阪府に対しても奨学金返済支援制度を創設を求める。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

【学校教育課】

日本学生支援機構奨学金については、ほとんどは大学進学時の活用であり、給付型奨学金制度も、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校4年生への進級者が対象となっており、現在市内でも中学校卒業時に活用する事例がほとんどないのが現状です。今後、進路選択の多様化の中で、活用する可能性もあるので、検討してまいります。また、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度等についても、小・中学校、義務教育学校の指導を業務としている市教育委員会では取扱いが難しいのが現状です。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

①女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、市民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかる。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

【人権推進課】

本市では、毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、市広報(11月号)への記事の掲載や市庁舎敷地内におけるのぼりの設置、啓発ポスターの掲示など市民への周知、啓発を行っています。平成30年度は、作製した女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」をつけた栗を高鷲駅での駅前啓発において配布し、性別を問わず広く市民に周知、啓発を行いました。また、働く女性など平日の昼に相談を利用しづらい方や面接ではハードルが高く感じてしまう方などが相談しやすいように「夜間女性電話相談」を実施しました。期間以外にも市作成の啓発冊子、啓発物品において、女性に対する暴力が人権侵害であることを伝え、相談窓口についての情報提供を行っています。本市の配偶者等からの暴力に関する相談の窓口となる女性相談については、女性の専門相談員が様々な悩みに対し、適切な助言や必要な情報の提供を行っており、相談者に必要な期間を継続して寄り添うことで相談者のエンパワーメントにつなげています。被害者への支援体制では、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援のために庁内組織の円滑な連携を図ること目的に設置した「羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議」を中心として、今後も被害の未然防止につながる情報の提供を継続し、さらなる取り組みの強化に努めます。

②差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、自治体においても条例を制定するなどの対応を検討すること。

【人権推進課】

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるいわゆるヘイトスピーチは、羽曳野市人権施策基本方針の基本理念である「自分らしく幸せに暮らしていくまちの実現」のために解決しなければならない課題だと認識し、国や大阪府と連携を図りながら啓発や相談事業に取り組んでおります。条例の制定につきましては、引き続き、大阪人権行政推進協議会をはじめ大阪府や近隣市町村の動向をふまえ検討していきたいと

考えています。

③多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアルマイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政として意識変革啓発活動に取り組むこと。

また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各自治体においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【人権推進課】

セクシュアルマイノリティについては本市男女共同参画推進条例において、あらゆる人の人権の配慮を基本理念のひとつとし、性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを禁止しています。また、毎年本市が作成、配布している男女共同参画啓発冊子においても、市民の理解を深めるため、平成29年度に「多用な性のあり方～いろいろな生き方があります～」と題し、「セクシュアリティ」、「セクシュアルマイノリティ」、そして「SOGI」について啓発しました。今後も継続的な啓発を続けます。多目的トイレなどの環境整備は、あらゆる人が安心して暮らすために必要なものであり、これまでにも公共施設において整備を進めてきているところであり、今後も継続するものです。なお、パートナーシップの制度化につきましては、検証を重ねているところであり、今後も関係機関と調整を行います。

④就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことからも、連合大阪は大阪府や労働局に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【人権推進課】

「部落差別解消推進法」につきましては、法施行以降、広報紙への掲載及び市民向けセミナーの実施等さまざまな機会を通じて市民の皆さまへの周知に努めてまいりました。今後も部落差別等あらゆる差別の解消に向けて積極的に取り組んでまいります。

【産業振興課】

市内企業で構成される羽曳野市企業人権連絡会では、人権研修やセミナーの案内及び啓発資料の送付を行っています。また毎年6月には、府内の労働担当部署、人権担当部署、企業人権連絡会及び地域人権協議会で就職差別撤廃月間の街頭キャンペーンとして、古市駅にて啓発物品であるポケットティッシュの配布を行っています。今後も引き続き街頭キャンペーンやリーフレットの配架等を行い、問題解決に向けて取り組んでまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量が達成されるよう、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。ごみの分別回収の徹底により、廃棄物の再資源化を進めるとともに、リサイクル製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

【環境衛生課】

一般廃棄物は、本市を含む3市と一部事業組合で対応しています。ペットボトルのリサイクルや資源ごみの回収にも取り組んでいます。引き続き市民への分別回収等の啓発を通じてリサイクル率アップを図りたいと考えております。

(2) 食品ロス削減対策のさらなる推進 (★)

大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」の取り組みに基づき、具体的な削減効果が期待できる以下のようない取り組みを必要な予算を配分したうえで実践すること。

- ① 食品流通過程でのさまざまな食品ロスの発生を抑制するため、食品関連事業者と連携した具体的な抑制策を検討、実践すること。

【環境衛生課】

平成30年度は、「買ったものは使い切ろう食べ切ろう 地球とお財布にやさしいお買い物」と題して食品ロス、マイバッグ、マイボトルの啓発チラシとポスターを作成し、商工団体の協力で会員に配布や婦人団体の協力でスーパーマーケットでの配布とその様子をケーブルTVで放送など市制施行60周年と併せて事業展開を行いました。今後も、食品ロスについてホームページ及び広報誌により積極的な啓発を行ってまいります。

- ② 食品関連事業者からやむなく発生する余剰食品は、フードバンクなどの民間団体や社会福祉施設、子ども食堂を展開する組織などと連携するなどの活用策を検討し、できる限り食品を必要としている団体・組織で消費できるように取り組むこと。

【福祉総務課】

福祉総務課においては平成27年度より「ふーどばんく OSAKA」と協定を結び連携をしております。生活困窮者等への緊急的な支援が必要な場合には、提供していただいた食品を支援に活用しています。

【こども課】

本件につきましては、関係機関や関係組織等との緊密な連携を図り、実施事業について検討を進めて参ります。また、実施した事業につきましては、ホームページなどで公表いたします。

- ③ 教育委員会、消費者行政関連部局と連携し、学校教育や消費者教育の中で食品ロスの課題について積極的に啓発の取り組みを実践していくこと。

【学校教育課】

小学校では給食をとおして、食事の大切さ、食品やそれを生産する方々への感謝を学び、小学校2年生等では給食センターと連携して給食が出来上がるまでの課程と、食べ残しがどのように廃棄されるかを見学することによって、児童に食べ残し削減への理解を深めてもらえるようにしています。

- ⑤ につきましては、府内関係部署及び関係機関と協議のうえ、検討してまいります。

④ 「食の都・大阪」は「食品を大切にする、食品ロスに敏感な街」であると認識してもらえるよう、観光客も含めた府民・市民に対してアピールできるようなイベントやキャンペーンを効果的に行うこと。

【環境衛生課】

平成30年度は、「買ったものは使い切ろう食べ切ろう 地球とお財布にやさしいお買い物」と題して食品ロス、マイバッグ、マイボトルの啓発チラシとポスターを作成し、商工団体の協力で会員に配布や婦人団体の協力でスーパーマーケットでの配布とその様子をケーブルTVで放送など市制施行60周年と併せて事業展開を行いました。今後も、食品ロスについてホームページ及び広報誌により積極的な啓発を行ってまいります。

⑤上記の①～④の取り組みの実践報告とその成果・効果を自治体のホームページなどで公表すること。

上記回答に含む。

(3) 消費者教育の推進

①特殊詐欺や悪徳商法の被害低減

【産業振興課】

消費者セミナーの開催や、地域での出前講座を開催することにより市民への消費生活センターの周知及び消費者意識の啓発を行い、広報誌へQ&Aを掲載することで市内の相談事例を情報提供しております。府内連携により高齢者や障がい者の相談情報を共有し、職員やケースワーカー等で見守りを行い、老人会や民生委員の会合で啓発チラシ等を配布し、被害の未然防止に取り組んでおります。関係課、関係機関と調整し効果的な取り組みを検討するとともに、引き続き消費者への相談窓口の周知や、情報提供及び注意喚起を徹底するとともに消費者教育の推進に努めてまいります。

②学校現場や新成人（成人年齢が18歳に引き下げられることを踏まえた）に対する情報提供や啓発

【産業振興課】

上記回答①に含む。

【学校教育課】

消費者教育については、中学校家庭科において特殊詐欺や悪徳商法の手法について学習し、注意喚起を行っております。また、主権者教育については、小学校6年生の社会科、中学校社会科の公民的分野を中心に学習しておりますが、選挙管理委員会より投票箱を貸し出していただき、政治や選挙について関心をもたせるとともに、出前授業により選挙の具体的な仕組みに関する理解を深め、現実社会の諸問題について、多面的、多角的に考察し、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育んでいくことができるよう学びの時間を設けました。

③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが2017年4月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進

【産業振興課】

上記回答①に含む。

上記3点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育の果たす役割は大きい。このような社会情勢を鑑み、各自治体での消費者教育の取り組みを推進するためにも、消費者教育の推進に関する法律第20条1項に規定される「消費者教育推進地域協議会」または消費者保護審議会などの中の消費者教育推進のための専門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村での特定空家等に対する具体的な取り組みがさらに強化・促進されるよう、「空家等対策計画」を早期に策定すること。（策定済み自治体は「空家等対策計画」にもとづき、対策を講じること。）

【建築住宅課】

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会（羽曳野市空家等対策協議会）において、以前

実施した実態調査で得た情報等をもとに、「羽曳野市空家等対策計画」を策定いたしました。空家等の対策といたしましては、「羽曳野市空家等対策計画」に基づき、助言や必要な援助を行っております。また、特定空家等に関しましては、「羽曳野市空家等対策協議会」の有識者で構成された「特定空家等判定委員会」の議論を経て判定された空家に対し、助言・指導等の対応を行っており、引き続き地域や関係団体と連携を図りながら対策を進めてまいります。

(2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されているが、さらなる施策の推進に向けて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

【道路公園課】

「地域公共交通網形成計画」につきましては、まちづくりの将来的な展望を見据えながら検討して参りたいと考えております。また、協議会を設置する際には、交通事業者、利用者や地域住民の参画を求める、協働、連携しながら地域公共交通の確保、維持、改善に向けた取り組みを行って参りたいと考えております。

(3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

【都市計画課】

市内5駅でのいわゆる「バリアフリー化」は、高齢駅を始まりとして、これまで順次鉄道事業者である近畿日本鉄道株式会社が行ってまいりました。また、市としても、鉄道事業者が行う駅舎でのバリアフリー化設備の整備事業については、その経費の一部を補助することにより、高齢者や障害者をはじめとする全ての人々が自立し社会に参加できるよう「福祉のまちづくり」を進めております。それにより、平成28年度に事業完了の「上ノ太子駅」を含め、国の「バリアフリー法」基本方針においての令和2年度末の目標値である、乗降客数3,000人以上の市内4駅において、一定「バリアフリー化」が進められたところです。また、ホームドア等の設置については、昨今の報道にあるとおり乗客の転落事故等も発生していることから早期の整備が求められていますが、鉄道事業者にとってみれば、これらの整備には十分な財源の確保等が必要であるものと認識しております。そこで今後の整備促進に向けては、補助制度の拡充、安全かつ低コストで整備が可能となる新たな技術開発が必要不可欠ではないかと思われますので、今後、これらについて情報収集を行うとともに、国、府等への要望につきましても検討してまいりたいと考えております。今後も、さらなる「バリアフリー化」の充実に努めてまいりますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。

(4) 防災・減災対策の充実・徹底（★）

自治体が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、自治体が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住

民や事業者とも連携した具体的な訓練など、継続的に行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

【災害対策課】

平常時の地域で行われる訓練等は、消防本部、消防団、市が協力し、防災訓練や防災講演会などを行っています。今後も、関係機関と協力し住民へ周知致します。避難行動要支援者名簿については、地域における自助・共助の活動情報の要として、地域の自主防災活動の中で慎重かつ適切に活用していただけるよう、関係課と連携して啓発に努めています。

【福祉総務課】

福祉総務課においては平成24年度より避難行動要支援者名簿の整備を行っています。平成29年度には新たなシステムを構築し、地図情報と連携した要援護者台帳の管理が可能になりました。定期的に行政情報（障がい、介護）との連携を行い要援護者情報の更新を行っています。また、平常時から台帳を市内の町会（自治会）、民生委員、校区福祉委員会へ配布し、日常的な見守り活動に利用していただき、地域住民間の関係構築を推進しています。

(5) 地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。

また、震災発生時においては、交通機関がマヒすることから、勤務地にこだわらず、職員が自宅の最寄りの自治体に出勤し、初期初動対応にあたるなどの柔軟さも必要であると考える。そのような対応も考慮した日常的な自治体間の連携強化を検討すること。

【防災企画課】

近年発生している災害が多様化・複雑化している中で、本市においてもいかに早く初期対応に取り掛かることができるのかが重要であると認識しています。今後、災害の種類や規模等に応じて、より適切な人員・体制を確保できるよう検討してまいります。

(6) 地震発生時に対する防災計画について

本年6月に発生した「大阪北部地震」での大阪府や被害が大きかった自治体の対応状況などを共有し、防災計画の検証と必要な見直しを行うこと。併せて、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても今回の大阪北部地震をうけて検証を行うこと。

また、災害発生時には、外国人への多言語対応が必要であり、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に、外国人観光客が利用できる避難所の設置と発災時の情報入手の方法をまとめた多言語パンフレット等を観光客に配布するなど対策を講じること。

【防災企画課】

平成31年1月に修正された上位計画である「大阪府地域防災計画」などを参考に近年発生した度重なる災害の教訓を踏まえた「羽曳野市地域防災計画」の修正に努めます。

【市民協働ふれあい課】

災害時の避難所情報については、在住者・観光客の区別することなく対応することが必要だと考えます。避難所等を記載したマップの多言語化については、次回作成時に担当課と協議していきたいと考えています。

(7)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

西日本を中心に広範囲かつ豪雨により、大きな被害が発生した。これまで日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。今回の西日本の豪雨災害をみても、災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考える。あらためて未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

【災害対策課】

大阪府の調査に基づいて設定される土砂災害警戒区域や浸水想定区域については、ハザードマップ等により周知を図り、区域内住民の危険性について認識していただき、早期の避難行動につながるよう啓発に努めます。

【下水道建設課】

公共下水道の雨水関連施設整備については、既存施設を最大限に活用することにより限られた財源の中で、公共下水道事業計画に沿って可能な限り早期に、ハード及びソフト対策の両面の整備を進めてまいります。河川における災害防止等の整備については、河川管理者である大阪府に対し要望を引き続き行います。

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【災害対策課】

利用者のマナー向上に向けて、鉄道事業者や警察が行う利用者のマナー向上の啓発活動について、広報紙の掲載等、市として必要な協力を行ってまいります。